

豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務委託公募型プロポーザル実施要領 ・転倒骨折予防事業 ・介護予防トレーニング事業・脳がんじゅう教室事業

1 趣旨

この要領は、令和7年度 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル方式」という。）により、業務委託の受託者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 名称

- ① 転倒骨折予防事業
- ② 介護予防トレーニング事業
- ③ 脳がんじゅう教室事業

(2) 内容

- ① 転倒骨折予防事業仕様書のとおり
- ② 介護予防トレーニング事業仕様書のとおり
- ③ 脳がんじゅう教室事業の仕様書のとおり

(3) 選定方法

プロポーザル方式による提案内容の評価基準を基に、総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

(4) 委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

(5) 委託上限額

業務名称	上限金額
① 転倒骨折予防事業	1,850 千円
② 介護予防トレーニング事業	7,024 千円 (教室 4,752 千円) (フォローアップ 2,272 千円)
③ 脳がんじゅう教室事業	743 千円

(6) 再委託の禁止

受託者は、受託する業務の全部又は一部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。））に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 委託事業者数

- ① 転倒骨折予防事業
- ② 介護予防トレーニング事業
- ③ 脳がんじゅう教室事業

いずれも1事業者に委託を行う。

4 委託事業の趣旨・目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

豊見城市では、豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱に基づき定める、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するものとし、各種事業において高齢者の生活の質の向上を目指し、ニーズや地域課題に応じた適切なセルフマネジメントに関する指導及び運動指導等を実施することで、運動習慣の形成及び維持を支援し、日常生活の活動を高め、社会参加を促進する。また、高齢者が自身の健康や介護予防に関心を持ち、主体的に介護予防活動に取り組むことを目指す。(セルフケアマネジメント能力を高める。)

各種事業を委託するにあたっては、別紙の仕様書に定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有している事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用しようとするものである。

5 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。

- (1) 沖縄県内に本店、支店等の事業所拠点があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。
- (4) 豊見城市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (6) 宗教法人（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 別紙の仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

6 選定スケジュール

(※各実施日については、事務上の都合により変更することもあります。)

公募開始日	令和 7 年 4 月 9 日
質問受付期限	令和 7 年 4 月 17 日
質問回答（ホームページ掲載）	令和 7 年 4 月 24 日
プロポーザル参加申込書・企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 1 日
選考会の実施	令和 7 年 5 月 9 日
選考結果発出	令和 7 年 5 月中旬予定
契約締結	令和 7 年 5 月下旬予定

7 質問受付期間及び回答

本実施要領及び仕様書に関する質問等は、質問書（様式 2）により、次の方法で受付ける。また、質問の回答については、質問応答書により市ホームページにて公開する。

- (1) 質問方法 質問書を下記(4)提出先に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにより提出すること。
- (2) 提出期限 質問締切日 令和7年4月17日(木)15時00分まで(必着)
- (3) 回答方法 提出された質問の回答については、令和7年4月24日(木)までに市ホームページにて公開する。公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行う。なお、電話又は口頭による質問を受け付けない。
- (4) 提出先 豊見城市 福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班
メールアドレス kaigo-g@city.tomigusuku.lg.jp

8 参加申込書及び企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式1)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 教室のプログラム内容(任意様式)
- ④ 見積書(任意様式)
- ⑤ 応募資格確認書(様式3)
- ⑥ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑦ 会社定款(ない場合は規則及び構成員名簿等)
- ⑧ 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税の納税証明書
※発行から3ヶ月以内のものに限る

※ ②企画提案書は以下の点について留意し作成すること。

- ・業務概要：仕様書の事業概要及び背景を踏まえ事業の目的、目標等について記載すること。
- ・業務内容：仕様書に掲げる事業内容に対し具体的に提案すること。
- ・職員実施体制
- ・事業者概要
- ・業務実績書
- ・安全管理マニュアル、感染拡大防止のためのマニュアル

※ ⑥～⑧は1部原本

①～⑤までの書類を一式として8部(1部原本、7部コピー)を提出する事

※ 各種事業それぞれに提案すること。提出書類は事業ごとに作成し、1事業者につき1事業ごとに1提案とする。ただし、⑥～⑧については1事業者につき1部原本提出とする。

- (2) 提出期限 令和7年5月1日(木)15時00分まで(必着)
- (3) 提出方法 直接持参
- (4) 提出先 〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市 福祉健康部 障がい長寿課 介護長寿班
- (5) その他 提案書提出後、内容確認のため連絡する事がある。

9 事業者の選定方法及び選定結果の通知

(1) 選定方法

- ① 事務局により、参加資格要件、提出書類等の不備などの基本的な事項を確認する。

- ② 業者の選定にあたっては、本市で設置する「介護予防・日常生活支援総合事業」業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類等及びプレゼンテーションの内容を別紙1 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務委託事業者選定基準に基づき、総合的に評価・審査する。ただし、プレゼンテーション審査を省略する場合がある。
- ③ プレゼンテーションは、説明 15 分以内・質疑 10 分程度とする。プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクターとスクリーンを使用する場合は事前に申し出ること。 ※時間、場所等は別途通知する。
- ④ 企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、委員会において総合的に評価を行い、委託候補者を選定する。
- ⑤ 審査において、順位を決定した上位 1 位の事業者と市の間で契約交渉を行う。また、その委託候補者が辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

(2) 選定基準の考え方

別紙 1 に基づいて審査を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、すべての企画提出者宛てに書面で通知する。なお、委員会での審査内容は非公開とし、選定結果に対する異議は受け付けられないものとする。また、選定結果は、豊見城市ホームページにて公表する。

10 その他

- (1) 提案募集に参加する事業者は、この要領を熟読のうえ、これらを遵守する事。また本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力すること。また、正常な提案の執行を妨げになる行為、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか常に善良なる参加者として態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。また、提出された資料については返却しないものとする。
- (3) 一度企画提案書を提出し、後にこれを辞退する場合は、提出期限までに辞退届（任意様式）を提出する事。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、市はその事業者を失格とする事ができる。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合。
 - ② 提出期限までに全ての必要書類の提出を満たしていない場合。
 - ③ 実施要領に定める事項に違反した場合。
 - ④ 提出書類に虚偽の内容を記載したことが判明した場合。
 - ⑤ 実施要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合。
 - ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合。

豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務委託事業者選定基準

評価項目	評価基準
業務実施体制 及び事業実績	安定的な人員配置や配置人員の資格等、実務の実施体制が適切で、業務が適切に実施できるか。
	高齢者への介護予防に資する指導実績があり、成果を挙げているか。 (同事業又は類似事業の実績について)
	安全対策や事故発生時の対応が十分に検討されているか。
	個人情報の管理体制は十分か。(マニュアル等があるか)
企画提案内容	事業に取り組む姿勢や応募理由が適当であるか。
	地域の特性・現状・課題等を把握した企画提案内容になっているか。
	事業の目的等を的確に反映した企画提案内容になっているか。
	企画提案内容に工夫や独創性があり、事業の効果を高めるような取組が期待できるか。
	事業利用者の個々の状態を把握し、適切な指導が期待できるか。 (個人評価)
	事業を効果的に遂行するため、多様な団体等と連携した取組が期待できるか。
見積もり価格	見積価格が企画提案内容に対して適当であるか。

プロポーザル参加申込書

令和7年度 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務委託

- 転倒骨折予防事業
- 介護予防トレーニング事業
- 脳がんじゅう教室事業

(※該当する□にレ点チェックをしてください)

当社は、令和7年度 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務に係る公募型プロポーザルに参加します。

令和 年 月 日

豊見城市長 徳元 次人 殿

(提出者) 住 所
名 称
代 表 者

⑩

(担当者) 氏 名
電話番号
E-Mail

令和 年 月 日

質問書

会 社 名 :

担 当 者 名 :

電子メールアドレス :

令和7年度 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり質問します。

質問内容（箇条書きで簡潔にお願いします。）

事業名に○を付けてください。（質問書1枚に対し1事業）

- ① 転倒骨折予防事業
- ② 介護予防トレーニング事業
- ③ 脳がんじゅう教室事業

応募資格確認書

令和7年度 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務委託

当社は、令和7年度 豊見城市「介護予防・日常生活支援総合事業」業務に係る公募型プロポーザルに関する応募資格については全て事実と相違ありません。

資格要件 ※該当する項目に ○印をする。 (右側の欄)	(1) 沖縄県内に本店、支店等の事業所の拠点がある事。	
	(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である事。	
	(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きを行っていない者である事。	
	(4) 豊見城市の指名停止措置を受けていない事。	
	(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律。（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でない事。	
	(6) 宗教法人（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。	
	(7) 事業者が国税、地方税を滞納していない事。	
	(8) 別紙の仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できる事。	

令和 年 月 日

豊見城市長 徳元 次人

(提出者) 住 所
 名 称
 代表者

